

回覧

職員の軽装勤務の通年試行について

本村では、毎年5月から10月までをクールビズ期間とし、職員の軽装による勤務を推奨してきましたが、「働き方改革」の取り組みの一環として、職員一人ひとりが働きやすいと感じる執務環境を整備することで、更なる業務の効率化と村民サービスの向上が見込まれることから、通年でノーネクタイ・軽装(ノージャケット)による勤務を試行することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

内容

年間を通して、ノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務を次の点に留意して試行します。

- ・公務員としての品位を損なわないように、節度ある服装とします。
- ・TPOに応じてネクタイ・ジャケットを着用します。
- ・議会及び村主催の会議・式典においては、会議・式典の趣旨や出席者の状況等に応じて各所属で判断し、服装に指定がある場合は、開催通知に記載します。
- ・村以外が主催する会議・式典においては、主催者の指示に従います。特に指示がない場合は、会議・式典の趣旨及び状況に応じて柔軟に対応します。